

日本出版統制史再考

— 序説・江戸時代初期享保以前 —

Rethinking Early Censorship in Japanese Publishing Industry:

General Introduction and Case studies on some works in the Edo Period before Kyōhō.

鎌田大資

Daisuke KAMADA

序

2014年には、震災被災地で破壊された原子力発電所による放射能被爆と、地元の多くの人が経験している鼻血流出の症状を関連づけたマンガ『おしん坊』の「福島の実実」というエピソード（雁屋・花咲 2014）が、大きな社会的話題となった。また第二次世界大戦末期の原子爆弾による被災と戦後の放射能障害を、生々しく描いた『はだしのゲン』（中沢 1993など）が、公立図書館で開架から閉架扱いに移動された措置も論議を呼んだ。2015年に入ると、フランスの諷刺誌『シャルリ・エブド（*Charlie hebdo*）』に、預言者ムハンマドの諷刺画が掲載されたため、フランス在住のIslamic State関係者がテロ事件を引き起こした件が国際問題化した（鹿島ほか 2015）。マンガ、諷刺的戯画が強烈な社会的重要性とともに影響力のあるものと受けとめられ、その表現が社会的事件を構成するこうした事例は、近年でも定期的に観察できる¹⁾。

1) 現代日本において、マンガにおける政治風刺的要素の衰退は常に、指摘されてきている。しかし産業的軍事的意味で恣意的な政治的判断とともに扱われてきた原子力や原子爆弾に関するテーマは、新鮮な社会的話題となりうる特権的なものであり続けている。ただし、本論は標題にもあるように江戸時代初期の出版統制の特性を検討するものであり、同様の考察を続けて現代まで読みおぼ予定のプロジェクトの冒頭部分に

社会的、政治的な重要性を帯びたものとしてマンガ、戯画が活用され、弾圧、攻撃の対象となってきた事例は、印刷メディアによるジャーナリズム発祥の初期から観察され、七月王政のルイ・フィリップに関する戯画の掲載雑誌出版者に対する処罰を嚆矢として、枚挙に暇がない（茨木 2007：9；須山 1956：45）。

日本においても明治初期の露骨な天皇、政府批判など諷刺の炎が社会的に高く燃えさかった時期が存在する（清水 1980：35，2007：83，99）。平安末期の武家勢力の台頭以来、長年、政治主体としては統治にはかわらない儀礼的権力として祭りあげられてきた天皇家²⁾が、再び歴史の表面に登場するのは、薩摩長州の二藩を中心に明治新政府が組織され、大政奉還、版籍奉還、廃藩置県などの諸措置により新たな統治形態を形成しはじめ

あたる。したがって以下の部分では、現代的な話題は封印されている。

2) 奈良時代に、王子たちが皇位の継承をめぐる争い争う内乱状態が繰り返されるのを避けるため、藤原氏の貴族政権が皇太子制を定め天皇家を傀儡化して以来（大山 1999）、南北朝に分かれた内乱期などの例外的時代を除いて、政治的な判断主体としての天皇は、歴史の表面には出ないように各時代の武家政権により統制されてきた。ところが江戸時代には、水戸の徳川家で天皇を国の中心にすえる国体思想が編みだされ、第二次世界大戦に敗れるまで継承された（Koschmann 1987 = 1998；野口 1979）。

めた時代のことである。徳川の世から新政府の世へと移りかわる政治体制の激変のなかで、当時の民衆は、戊辰戦争につづく函館戦争での新政府軍による旧幕勢力の追討や、その後の行政措置を半信半疑で眺めていたと思われる。そこで突如、新奇な存在として浮上した天皇家や新政府の為政者に対する爆発的な批判が絵画、戯画作品を通じて表明されることになる（奈倉 2007）。明治期における爆発的な天皇や新政府関係者への揶揄的な表現活動は、ビジュアル表現が事実上の公共圏を形成する契機となり、そうした活動が法的な弾圧対象になっていくにつれて、ビジュアル公共圏³⁾として語るべき状態の萌芽をそこに見いだせるようになっていく。その統制のための規定は、江戸期以来の名門武家、寺社のプライバシー規定の継続、延長である讒謗律として成立し、明治新政府にとっての天皇権力の重要性が確認されるにつれ、不敬罪の新設により対処されていく。その間に大日本国憲法（明治憲法）など、法律体系が整備されたが、出版や政治活動の規制に対する考え方の大勢には変更がなく、政府批判の出版物や社会運動への統制は、不敬罪、大逆罪の設定から治安維持法の施行を通して継続され、昭和初期には軍部が思想統制する事実上の戒厳令状態がもたらされた。

本論はハバーマスの公共圏概念を日本史の考察に活用しようとするものである。また上

3) ビジュアル公共圏とは、ビジュアル表現から読みとりうる公共圏の諸相を考察するための標語である。ハバーマスが想定している現代の社会的な世界としての公共圏は、社会批判の志を持つ知識人の公的な意見表明の場である。世界史上、英仏の市民革命以降、世界規模に広がりつつある「憲法に守られ市民社会をもたらす公共圏」のもとでは、表現の自由が基本権に組み入れられ、一定の保護は保証されている。しかし、強力な商業主義や政治的プロパガンダに支配される現実の政治的言説のなかでは、公共圏における社会批判は、常に少数意見にとどまる傾向がある（鎌田 2014）。ただし、その成立の標識が明確に定義されずにもちいられてきた公共圏概念と同様に、本論でもビジュアル公共圏という用語には明確な標識規定はおこなわず、一種の感受概念として柔軟にもちいていく。

記の出版規制の動向、また昨今の東京都の非実在青少年に関する表現規制の問題に至るマンガ規制を、継続したものとして捉え、現在、大規模な出版事業を支えるジャンルとなったマンガや、その原型である戯画、漫画表現の動向を通史的に検討するプロジェクトの冒頭部分を構成する。

1. 理論的背景——ハバーマスの公共圏論から出版メディア論へ

ハバーマスは『公共性の構造変容』（Habermas [1962] 1990 = [1973] 1994）で、英仏でブルジョワ革命を成立させた政治に関する国民的議論の高まりを、公共圏の成立と位置づけた⁴⁾。特に17世紀から18世紀にかけて盛んになったコーヒーハウスや上流貴婦人が主宰するサロンでの、政治的討論を彼は重視している。そして討議の場としての公共圏には、議論への参加条件に関する平等性、社会的表現の場としての自律性、公開性などの特徴がある（吉田 2000）。出版物によりひとたび表明された政治的見解が、文脈ごとに異なったニュアンスを帯びて取りあげられることは避けられない。しかし同一の文言が繰り返し参照されうるという前提がなければ、

4) ハバーマスは『公共性の構造転換』をはじめとして諸著作において公共圏という語を多義的な形のままでもちい、明示的な定義をほとんどおこなっていない。とはいえ以下の定式化によって、ブルジョワ公共圏（bürgerliche Öffentlichkeit）についての彼の考え方は推察できる（本論では引用文は原典と照合したうえで、適宜、修正を加えている）。

ブルジョワ公共圏は、さしあたり私人たちが公衆として結集する領域として捉えてもよいかもしれない。当局により規制されてきた公共圏を、そうした私人たちはまもなく公権力そのものに対抗して自分のものとして主張することになる。それは、原則的には私有のものだが、公共的な重要性ももつようになった商品交換と社会的労働の圏内で、交渉の一般的規則について公権力との論争に携わるためであった。この政治的対決の媒体は特有で、歴史的に先例のないものである。それは人々が自分たちの理性を公共の場で使用するということ（公共の論議）であった。（Habermas [1962] 1990 : 86 = [1973] 1994 : 46）

公正な議論も選挙も成り立たない。

ハバーマスが参照しているドイツ観念論哲学の伝統は、プラグマティズム哲学の直系の先行思想にあたり無視できない。本論ではその系譜関係を詳細に論ずることはできないが、特に印刷物の歴史から公共圏を考察する根拠として、どうしても必要な論点のみを指摘しておく。すなわちハバーマスが公共圏概念を構想する際に、アーレントの先行者として依拠しようとしたカントの思想に立ちかえり、後世の読書する公衆に向けて、学者が自由な思想を書きのこす公的な理性の使用の場についての言及を想起する。それは、カントの「啓蒙とは何か」での「理性の公的な利用と私的な利用」に関する著名な一節である。(Arendt [1958] 1998 = [1973] 1994 ; Kant 1784 = 2006)。

さて理性の公的な利用とはどのようなものだろうか。それはある人が学者として、読者であるすべての公衆の前で、みずからの理性を行使することである。そして理性の私的な利用とは、ある人が市民としての地位または官職についている者として、理性を行使することである。公的な利害がかかわる多くの業務では、公務員がひたすら受動的にふるまう仕組みが必要なことが多い。それは政府のうちに人為的に意見を一致させて、公共の目的を推進するか、少なくともこうした公共の目的の実現が妨げられないようにする必要があるのである。この場合にはもちろん議論することは許されず、服従しなければならない。[改行] しかしこうした機構（マシン）⁵⁾ に所属する人でも、みずからを全公共体の一員とみなす場合、

あるいはむしろ世界の市民社会の一人の市民とみなす場合、すなわち学者としての資格において文章を発表し、そしてほんらいの意味で公衆に語りかける場合には、議論することが許される。そのことによって、この人が受動的にふるまうように配置されている業務の遂行が損なわれることはないのである。(Kant 1784 = 2006 : 15 - 16)

著者たちが公にする思想は一方的な発話として紙のうえに記録されるものではあるが、後世の議論の素材となるべく自らの思考をひらく行為と見なすことはできる⁶⁾。

そうした出版に関する動きの総体のなかでも、本論では特に出版統制史に注目し、さらに印刷物に付された挿し絵や、一枚刷りにされた浮世絵などのビジュアル表現に注目する。検閲や取締りぬきに自由な思想の表明をすることが許されない社会状況においては、当局のきびしい視線をかいぐり、絵師や作家の感覚を通じて表明される物語や画像自体しか、わたしたちは目にすることができない。ただし、作品とそれへの対処の仕方から、幕府当局が多様な表現のどこに注目して取締りを進めていったのか、幕府がその統治に関し、どこが急所となりうると考えていたのかを推しはかる手がかりは得られる。実際の史料を検討すると、出版統制に当たって幕府がはっきりとした政治的意図を表明しつつ取締りをおこなった事例は、統制が始まってから100年

6) ハバーマスは、著作の構成上、公共圏に関し対面的コミュニケーションを主体とする討議に力点を置き、印刷物による意見表明を集中的に論じてはいない。その欠落はむしろ初期シカゴ学派社会学のメディア理論を、ロバート・パークから継承したハロルド・イニスが埋めている。たとえば清教徒革命以前のイギリスにおける印刷物の発行規制や、独立戦争後のアメリカにおける新聞出版と政治のかかわり、特に政権に加担する御用新聞、新聞社出身の大統領の出現などを、彼は論じている (Innis [1951] 2008 : 142 - 189 = 1987 : 213 - 93)。

5) 本論では引用文中のルビはカッコ内書きにして、極力、保存した。

以上経たないと観察できない。初期の段階では場当たりの規制が蓄積されていくばかりでゆるやかであったそれが体系化されて何らかの意図が読みとられるようになると、どのような部分に着目して出版物を取締るべきかが徐々に焦点化されていく。実質的な政治的出版規制が可能になるほど取締りの方針が確立してきたころには、幕末期を迎え、江戸幕府の政治が終焉する兆しがあちこちに見えはじめる。英仏米独露といったヨーロッパ列強や、滅亡していく隣国、清国の事例を学んだ人たちのあいだで、日本国の国民や臣民としての意識が高まり、規制に順応したり立ちむかったりする過程で、個人の人権を主張し国家に対峙しうる個人の立ち位置が涵養され、成熟していったと考えられる。幕末期の表現規制の姿勢は明治新政府にも継承されていた。

ただし日本で実質的に政治的公共圏が成立するのは、少なくとも日本国憲法の人権規定にもとづいて政治的検閲が廃止され、表現の自由が法的に確立されたあとのことであろう。すなわち、大正年間に大日本帝国陸軍憲兵隊が主導する検閲制度が開始され、第二次世界大戦後の米軍による占領時代に、GHQの当局による検閲に引き継がれて実施されていたものが廃止される以前には、公共圏の成立と呼びうる政治的状况は存在していなかった⁷⁾。

要するに、江戸期に木版印刷が普及し、昭和初期のファシズム政権が敗戦により倒れ、GHQの占領が終結するまでの期間は、本来

の意味での政治的公共圏の到来を徐々に準備する長い助走期間と見なすことができる。

このことを裏面から捉えなおそう。明治期に政治批判や取締りが盛んにおこなわれるようになる以前にも、出版業界のインフラストラクチャーが木版印刷事業の拡充により整備され、日本を支配する武士階級には属さない庶民のあいだでは、文字や絵画による表現を受容するリテラシーが徐々にはぐくまれてきていた。この時期にも、折々に出版物を通して表明されうる政治的意見が、徐々に幕府当局に見いだされ統制されていった歴史を想定できる。本論では、日本における印刷事業の発展とともに公共圏の成立に向けた準備が整っていく過程で、政治的意見が表明される可能性がどのように取りあつかわれ、考えられていたのかを、規制というネガティブな動きを通じて浮き彫りにする。またビジュアル表現に特に注目することで、文字による露骨な意見表明が完全に取締りの対象になるなかで、政治的批判をほのめかした的に表明する絵画表現に対する規制についても考察に含め議論する。文字による意思疎通のリテラシーに欠けた庶民層に対する政治的意見表明や、市場に提供される商品における政治批判も、多様なメタファーを用いた象徴的なビジュアル表現であるがゆえに可能になる。ただし実際にビジュアル表現を通じて政治的討議が交わされ、政策決定にいたる意見交換がなされたことはおそくない。論者は前稿で、ハーバースの『公共性の構造転換』で描かれた公共圏概念を適用して、英仏ブルジョワ革命をもたらした政治的議論の場を、「憲法に守られ市民社会をもたらす公共圏」と名づけ、『コミュニケーション行為の理論』以降の著作で描かれる現代社会にも観察されうる公共の議論の場を「社会的世界としての公共圏」と名づけた（鎌田 2014；Habermas 1981=1985-

7) 1910年から11年にかけての大逆事件の前後から、日本の国体を害すると考えられた社会主義者や共産主義者に対し、実質的な思想統制が検察や憲兵によって実施されていた。太平洋戦争中に検閲制度は法制化され、1941年から45年まで臨時郵便取締令（検閲法）が施行された。第二次世界大戦後、1945年から52年までは「言論及ビ新聞ノ自由ニ関スル覚書」「日本ノ新聞準則ニ関スル覚書」（プレスコード）に基づきGHQによる検閲がおこなわれた。本論では年表を含め、本注のような教科書的常識を確認する記述の典拠は特に示さない。

1987, [1962] 1990 = [1973] 1994)。その際も想起しておかねばならないのは、現実のフランス革命が革命指導者相互の自殺的な政治的糾弾合戦を通じて数年で崩壊し、王政、帝政、共和制がめまぐるしく移り変わる政治的混乱をもたらしたことである。したがって「憲法に守られ市民社会をもたらす公共圏」の考え方自体は、社会的現実性の乏しい理論的な虚構である。それは国民主権の民主主義国家に関する一瞬の理念型として提示され、フランス革命とともに電光のひらめきのように消え去ったあと、現在に至る歴史上の紆余曲折をへて、20世紀の2度の世界大戦を経たのちによりやく徐々に実現に近づいてきたに過ぎない⁸⁾。

また「社会的世界としての公共圏」もまた、人権、医療、保健衛生、福祉、軍事、都市の公共インフラストラクチャーなどの諸問題をめぐり、機会ごとに立ちあがる公共の議論の場を指すのであり、実態として常設された討論の機関や制度を指すものではない。したがって上記二つの公共圏のイメージは、いずれも分析枠組みとしての理念型的な虚構であり感受概念であって、固定したメンバーシップや、コミュニケーションのネットワークを備えた社会組織や制度体ではない。

2. 徳川時代の出版統制史の素描——江戸期の木版印刷物普及までの日本書物史

以下、本論では江戸期以降の出版統制史を通して、ビジュアル公共圏が立ちあがっていく過程を概観する。そしてその手ははじめとして、特に享保期以前の出版統制の特徴について論じていく。ただ、この時点では統制主体

側の方針が定まっていないことは重ねて指摘しておく。また戦国時代が終わり徳川家による諸藩の支配体制が確立する移行期であるがゆえに、庶民が幕府に向ける批判の視点も明確になっていない⁹⁾。本節では、現実を観察される取締りが開始されるさらに以前の、日本における文字を使用した思想表現の歴史を整理し、徳川幕府の支配が開始される江戸時代初期の段階に至る印刷テクノロジーの概略を振りかえっておく。

日本で文字を模倣した文様は、弥生時代、2世紀ころ以降の遺例が知られる（「文字のチカラ展」実行委員会 2014：11-28）。紙の伝来は7世紀初頭とされるが、奈良時代の日常の記録には木簡が主にもちいられた。ヨーロッパと異なり、活字による印刷は使用文字数が多くて莫大な手間と経費を要する事業となった。慶長勅版、きりしたん版、嵯峨本として知られる作例も、むしろ一点製作の写本の風合いを再現しようとするものであり、必ずしも多数の複製を作成するという意図はなかった（庄司 1982：5, 7, 8；鈴木 2015：

9) ただし、中世において各種諸法度の類が法として発布された場合に、法を標榜したお触れであるだけでも、受けいれ側からは一定の許容と服従の姿勢を期待できたとされる（笠松 1993：162-202）。憲法を頂点に法制度が整備される以前の「法」意識をそのようなものと考えれば、江戸時代初期にも同様の心性が存在したと考えても不自然ではない。しかし本論で考察する時期の出版統制は、あまりにも断片的で、罪状自体が公表されない例が多数見られる。そして、法規範が民衆に受けいられる際に最低条件として知られるべき、どのような行為に対しよう処罰をおこなうかといった基準すら明確にされていない。したがって、上記のような「法意識」を喚起しうる要素は欠けていた。また中世における法は、「仏法」「王法」と対比されるような意味での法であり、必ずしも首尾一貫した法律の体系を意味しない。人々が法に服従する傾向は、法を呪術的な意味で捉える傾向からも発生していたと思われる。たとえば奈良時代の木簡には「急急如律令」と記されたものが発見される。この文句には「とくとくりつりょうのごと」といった読みが推定され、言葉自体は中国からもたらされたものという。この場合の「律令」は厄除け、病魔退散など、いわゆる「まじない」としての効果も期待された文句と解釈されている（「文字のチカラ展」実行委員会 2014：128-129, 137-139）。いずれにしても古代から近世にかけて、「律令」「諸法度」を含めた法は、人々の生活を拘束する何らかの力を持つ規範と捉えられてはいただろう。

8) それゆえ、ハバーマスにとっても近代は「未完のプロジェクト」としてしか提示されえない（Habermas 2000）。

33-112)。

そこで、より簡易で経費が節約できる木版で文字や図像を彫刻した印刷物が、江戸時代には多く作成され、流通することになる。木版出版の登場により、江戸時代以降、日本に伝存する書物は爆発的に増加したとされる（中野 2011）。こうした木版印刷事業に時の政権を担った江戸幕府がどのように対処したのかが、本論での焦点となる。

また江戸時代の初期というのは、それ以前の戦乱の時代に戦国大名が全国に割拠して、相争いながら支配をおこなっていた体制から、徳川幕府による日本の全大名の統制という形で、新たな全国的な統治形式が導入されていく時期と重なっている。江戸時代の初期に製作された印刷物は寺社仏閣の多い京都で発行される宗教書が主であり、禁制とされはじめたキリシタンの教義を含む一連の蘭学書が、禁書に指定された以外は特に緊急の統制の必要がなかった（宮武 [1911] 1985：9-10；今田 1981：7-13）。そして作者、絵師、また彫刻、印刷に当たる諸職人や、流通をになう書店業者たちの創意により自由に製作されていた書物が、俳諧、狂歌などの文芸の流行を土台に江戸において洒落本、黄表紙などと娯楽方面に発達してきた時点で、江戸幕府による統制が試みられはじめ、町触や書店問屋仲間への申し渡しを通じて、出版物の統制が体系化されていく。その統制は、逆に言えば書籍商の株仲間による自主規制をへた出版物を幕府が公認する制度となり、諸職人の分業がシステム化された出版産業の、制度的確立を促すものでもあった（中野 2011）。

3. 江戸時代の出版規制体制の整備 — 享保期における集大成以前

本節では、豊臣家を大阪夏の陣、冬の陣と

いう戦闘行為で減ぼしたあと、家康から家光を経て綱吉の治世までの徳川家の出版事業に対する姿勢を概観する。

常識的な理解をあえてまず確認しておく（年表的事実については付表参照）。

初代将軍家康は豊臣家との闘争の終結後、天下人となった自分自身を東照大権現として神格化し、儒教を統治の中心とし、江戸に幕府を置くことを定め、その後、約260年の江戸時代と呼ばれる徳川の統治の基礎を定めた。

2代将軍秀忠は家康在世中に将軍職を譲られ、関ヶ原の戦いの論功行賞として豊臣方大名を西国に配置し、頻繁な国替えにより諸大名の統制をはかり、鎖国政策の基盤として外国船寄港地を平戸、長崎に限定するなどの政策を実施した。

3代将軍家光は、鎖国体制を敷き参勤交代制を通じて幕藩体制化における擬似的な中央集権制を制定した。これは外様大名となった豊臣家方の有力家臣団を統制しきれないという点での限界を抱えたうえで、戦国大名たちをその権力基盤となった各地方の産業から切りはなし、武士勢力を国政の中央に位置する幕府から派遣された行政官とし、全国規模で展開する官僚制として幕藩体制を組織する端緒であった。

4代将軍家綱は、老中保科正之の補佐により、末期養子の禁の緩和、大名証人制度（大名とその重臣の人質を江戸にとどめおく制度）の廃止、殉死禁止令を發布した。そうした一連の措置は、武断政治から文治政治の転換点となったといわれる。

5代将軍綱吉は、生類憐みの令を強行し定期的にその浸透度を確認するなど、恣意的な行政規準を制定して擬似的な絶対主義的統治を貫徹させようとした。

こうした将軍たちの統治の進展と平行して、

京都にはじまった木版出版の生産流通体制が展開していった。それはいわば江戸幕府の成立によって、日本史上はじめての規模で中央政府の統制範囲が広域化した時代と、木版による出版物の手工業的生産と流通という新技術の開発と展開が、かつてない組み合わせで重なる時期でもあった。したがってそうした事業を幕府の統制下に置かねばならないという観点も、時代を追うにしたがって認識されていったものであり、統制の制度も徐々に整備されていった。ただしヨーロッパとは異なり、出版事業の展開が市民革命の引き金となり、初期ジャーナリズムの発展をもたらすといった事態は江戸時代の日本では生じなかった。

徳川政権の出版統制の基本的姿勢が集大成され確立されるのは享保期であり、各地での特産品の開発や、貨幣経済の進展による幕府財政の危機を解消する改革の時期に重なる。享保、寛政、天保の3大改革はそれぞれ財政規律回復の試みであり、比較的ゆるやかになされていた出版規制もこの時期にはことさらに厳格化され、自由な創作を展開しつつあった作家、絵師や版元たちは思わぬ筆禍を受けた。彼らは創作を制限され、財産を没収され、江戸から追放されるなどし、多くの才能ある人々が失意のまま没したり、創作を休止したりした。

ある意味、そうした厳しい処分の被害にあうのは、幕府の取締りに一貫性がなく、処分の厳格さにも時代ごとの緩急が生じ、昨日までは許されたものが急に取締りの対象となり、過去の創作に遡って処罰されるといった恣意的な運用がなされたためである¹⁰⁾。

10) 「公儀の御法度は三日法度也」という言葉を、荻生徂来が享保11(1726)年から12(1727)年に執筆したと推定される『政談』で、享保期までに定着した言い回しとして引用している(1987:197)。

享保以前、明暦3(1657)年に京都においておこなわれた町触¹¹⁾にはじまるといわれる出版規制は、その初期の段階においては、徳川家を筆頭として名門勢家や有力寺社などについて、当事者の了承を得ずに出版される噂や風説などの流布を防ぎ、あわせて町人のあいだに広がる風説による詐欺事件などを防ぐことを動機としていた。時代錯誤を恐れず現代風にいえば、有力な家や組織のプライバシーを守り、さらに確かな事実にもとづかない情報によって生じる社会的混乱を防ごうとしたものと考えられる。

いずれにせよ、現在のように法全体の調整基準となる最高法規としての憲法を持たず、各時代に出されたお触れの集積を通じて執行されていく行政や司法において、戦国法の延長として制定された武家諸法渡の規範を超えて、一貫した判断がなされるための法的な基準を導く発想法は、5代將軍綱吉幕下の老中、柳沢吉保に仕え、8代將軍吉宗に政策建言をおこなった儒者、荻生徂来の登場を待ってはじめて与えられることになる。

言いかえるとそれ以前の幕府の出版統制は、一貫した方針がなく、また取締り対象者の身分や立場により緩急がある不公平なものであった(上保1983)。恣意的かつ非合理的な行政の象徴は5代將軍綱吉の治世におこな

11) 明暦3(1657)年7月、京都における町触を再引用(今田1981:55-56:「親町要目亀鑑録・上下京町々古書明細記」[1854]1977:151)。一部は引用者によるルビに従って読み下し文とし、その他のルビも極力カッコ内に保存した。

條々(じょうじょう)

一、和本(わほん)之軍書之類、もし板行(はんかう)つかまつることこれあらば、出所以下書付、奉行所へ指上下知(げち)を請くるべきこと。

一、飛神(ひしん)・魔法・寄異・妖怪等之邪説、新義之秘事、門徒(もんどう)又者山伏(やまぶし)・行人(かうじん)等に限らず、仏神に事をよせ、人民を妖惑(えうわく)するものの類、又ハ諸宗共に法難ニ成り申すべき分、与力同心つかまつるのやから、代々御制禁之条新儀之沙汰(きた)ニあらざる段其旨をわきまへ存すべきこと。(以下一条略一隣打(つぶでう)ちあい禁止一)

右条々違犯之族(やから)これあるにおいては曲事(くせごと)たるべき者也。

われた生類憐みの令¹²⁾であるが、そうした擬似絶対王政的な支配者の恣意に委ねられる法執行や行政行為は、当然、出版規制においても罪状不定かつ一貫した方針を見いだせない恣意的な措置として現れる。本論では、享保の改革以前の出版規制の事例を数例挙げて、近代以降の歴史を背景に編みだされた社会学理論とも対比しつつ再考する。

4. 事例 — 享保以前の出版統制と近代的法意識の最初的光

日本での出版統制史を考えるうえでの基本文献『筆禍史』において宮武外骨は、江戸時代に最初に筆禍を受けた出版物として慶安2（1649）年の『古状揃』を挙げている。しかし今田洋三は宮武の見解を修正して、『古状揃』では筆禍の原因とされた家康発と家康宛の文書について、家康という部分を版から削りおとしてその後も同書が売られていると述べ、実質的な筆禍事件の最初の例は、寛文6（1666）年、山鹿素行の著作『聖教要録』の事例であろうとしている。素行は朱子学を講じる林家に仕え、人気のある浪人出身の儒者であった。彼が幕府の正式の学問とされる

儒教について個人的見解を表明したことは、幕府に対する反乱を企て由井正雪らが処分された慶安事件のあとでは、不穏なものとして忌諱されたのではないかと、今田は推測している。しかし素行やその著作も時の老中、堀田正行が没すると禁書を解かれて許されている。それゆえ今田は、さらにその後、寛文12（1872）年の宇都宮由的（ゆてき）による『日本人物史』の事例を、本格的な出版統制の嚆矢とした。本書では、きりしたん大名の下克上の行動を描いた部分が絶版処分の理由になった。いずれにせよ、享保以前の統制には一貫した方針がなく、絶版などの処置も多くは一時的なものであって、一定の時間が過ぎれば問題部分を版から削りおとすなどの対応により、再版や販売が可能となるようなものだったと考えてよいだろう¹³⁾。

ここでは、図像的表現が処罰の原因となったと推測できる『吉利支丹退治物語』と、江戸で落語を広めた元祖江戸落語家とみなされる鹿野武左衛門（しかのぶざえもん）や、八丈島に流されたあと、改名して描いた作品が逆に有名になり、今に名前が伝えられる画家英一蝶（はなぶさいちちょう）らの運命が、複雑に絡みあう「馬の物言う」事件について考察する。

12) 生類憐みの令によって、綱吉が絶対的権力の全国規模での貫徹を確認しようとしたという論旨は、今田（1981）に示唆を受けている。ただし塚本学（[1983] 2013）によると、生類憐みの令における犬の保護施策には、犬を捕食するカブキモノの奔放な風俗を抑制するため、江戸の町での狂犬病に犯された野犬対策、また鷹狩用に飼育する餌用の犬を鷹狩の廃止とともに解放するためなど、諸種のレベルで、一応の合理的な目的が確認できる。また鷹狩は天皇家に許される支配の確認行為を徳川将軍家に引き継いだものである。綱吉の代には全国一律に禁じることで全国的な支配を貫徹させた。しかしのちにそれを、吉宗が復活させた際には、将軍家と紀州藩をはじめとする各藩の実施範囲が両立するように、幕府の鷹狩による森林支配の範囲は縮小したと考えられている。また戦国時代の終結とともに、作物を食いあらず動物たちの害を防ぐための、農具としての用途が前面に出ることになった鉄砲の管理体制の整備、また捨子、捨牛馬の取締りを通じて、幕府がおこなうべき警察行政の一部を各藩に委託し全国一律化して充実させた。生類憐みの令には、一面的な理解では捉えきれないそうした多様な側面がある。

13) 下記の寛文年間の出版規制の町触は宮武『筆禍史』以来、日本における最初の出版規制と考えられていたが、前注11の明暦年間ものがそれに先行するものとして再発見された（今田 [1977] 2009：84-85；高柳・石井 [1934] 1958：1071（2220番））。

寛文年間（年月不明）：江戸北町奉行渡辺大隅守より通油町（とおりあぶらちよう）の板木屋甚四郎に申し渡し。一、軍書類、一、歌書類、一、曆類、一、好色本類、一、噂事人善悪（うわさごとひとのぜんあく）。其外何によらず、疑わしき奉行詭（あつらえ）に参り候はば、御番所（町奉行）へ御伺い申し上げ、御差図次第（おさしずしだい）に仕（つかまつる）べく候。（『江戸板木師日記写』今田の表記に従う。資料の所在などは未確認）寛文13年（延宝元、1673）5月に、町奉行より、板木屋だけでなく江戸の町中に触書（ふれがき）。御公儀に関することは申すまでもなく、誰かが迷惑するようなこと、そのほかどのようなことでも珍しいことを本にして出版するときは町奉行所へ申上げて差図をうけよ。もし隠れて出版したときは処罰する。

天草・島原の乱の鎮圧、および仏教の僧侶がキリスト教の教師をやりこめる教義問答を描く『吉利支丹退治物語』は、寛永16（1639）年に文字のみで出版され、挿絵が増補された寛文5（1665）年版は絶版処分となっている。その後、書林目録上、寛文10（1670）年、11（1671）年、延宝3（1675）年、天和元（1681）年、貞享2（1685）年、元禄5（1692）年、12（1699）年と再版され続けているらしく、絶版措置が一時的なものに過ぎなかったことが推測される（朝倉・柏原 1999：240-245）。作中、後半の教義問答部分できりしたんの教義を紹介

している側面があるが、仏教側から一方的に攻撃してその内容を棄却しており、幕府の禁教方針に触れるものではなかったようである。また前半のきりしたん弾圧の描写でも、背教（転び）をうながす拷問や踏み絵の情景を淡々と描いている。天草四郎時貞に率いられた反乱信徒の虐殺、処刑の光景が描かれているものの、特に幕府側の禁忌するところに触れる内容ではなかったように思われる（図1、2参照）。本書は挿絵版のみが一時絶版処置になっている。しかし名家で所蔵している合戦絵巻や屏風絵と比較しても、穏当で

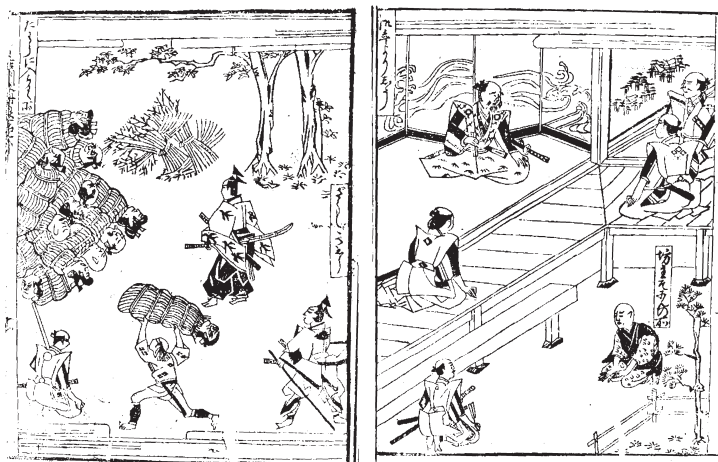


図1 『吉利支丹御退治物語』「俵積みのかげ問と踏絵」（朝倉・柏原 1999：276）

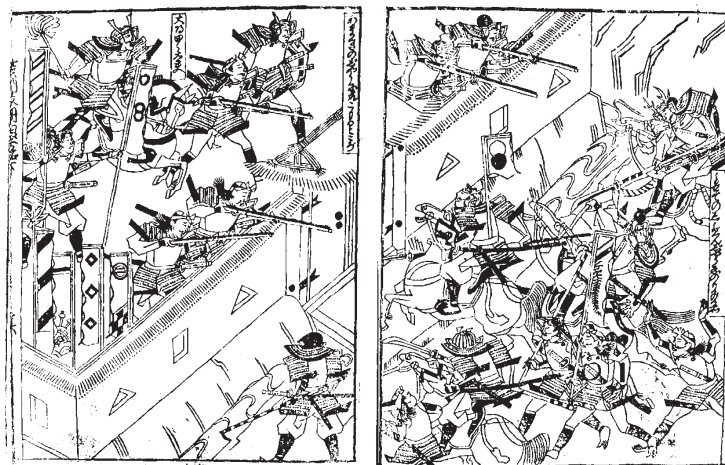


図2 『吉利支丹御退治物語』「合戦」（朝倉・柏原 1999：277）

素朴な線画の枠に収まっている。それでも、虐殺、拷問の光景を描きだすビジュアル要素が、庶民に対しては刺激が強すぎると判断したものでしょうか。詳細に触れた研究もなく、現時点ではこの取締りの実態や意図も不明である。とりえず本論では、作品のビジュアル面での訴求力が評価された結果と、この件について推測しておきたい。すなわち文字面のみの内容では差しさわりがなかった同書に挿絵が入ることで、きりしたん迫害の事実について幕府見解と異なる解釈の余地が生じる点を怖れたのであろうか。本例は、特に意味を明示せずに公開されるビジュアル資料の多義的な解釈可能性が筆禍を招いた事例として、改めて再検討すべき事例なのかもしれない。

もう一件、検討しておきたい事例はいくつもの事件が複合したもので、しかも罪状や処罰の詳細も明らかではない¹⁴⁾。ただ処罰があったらしいという状況が諸人の注目を集め、さかんに憶測がめぐらされた末に、多数の伝承が書きのこされた。まず元禄6(1693)年に「馬の物言う」事件と呼ばれる詐欺事件があった。「ソロリコロリ」(コレラの意か)という疫病の特効薬として、南天の実と梅干を干したものを呑めば快癒すると説く小冊子「南天まじないの書」が出回り、それを売りひろめた浪人、筑紫園右衛門(つくしそのえもん)を主犯と見なし江戸引き回しのうえ斬罪に処し、従犯として神田須田町の八百屋惣右衛門を流罪とした¹⁵⁾。さらに「南天まじ

ないの書」は芝居に出ている馬が疫病よけの法を教えるという趣向である。その発想源になった作品として、現在の落語では、「武助馬」として口演される内容の元ネタが収録されている『鹿の巻筆』を、園右衛門が取調べのなかで挙げたので、その作者の落語家、鹿野武左衛門も流罪に処されたという¹⁶⁾。

その件に関連し、数年遅れて絵師の英一蝶(はなぶさいっちょう)が処罰された。一蝶という筆名は、時の将軍綱吉の逝去にともなう恩赦で三宅島への遠島から戻ってきた船中で、改名したのちに使いはじめたという¹⁷⁾。一蝶は幫間とも称され、大名の吉原通いの席にはべり、「馬の物言う」事件に関して、旗本や身分ある僧侶、山伏などを取り調べる揚屋に拘束された¹⁸⁾。しかし容疑不十分

16) 流刑になった人々の名簿に武左衛門についての記載はない。ただ武左衛門の活躍で活性化しはじめた江戸における落とし噺(落語)の上演活動は、その後、烏亭焉馬(立川談洲楼)が多方面の活動をはじめまで、百年にわたり停滞したといわれる。ただし武左衛門が刑を受けたと思われる年の流人名簿全体が失われており、流刑の事実はあったものと推測できる(延広 2011: 12-41; 関山 [1986] 1992: 103-111)。また徳松から右馬頭(うまのかみ)綱吉と改名した将軍の名前の一部となっている「馬」というキャラクターをもちいた落語や、天人合応思想を採り自然災害に施政方針への天の批判を読みとろうとする綱吉に遠慮して、上演がはばかれるような話題を落語に盛りこみ、紀州藩家老の召しだしにより演じたことなどが処罰の対象になったのではないかと、すなわち、当時、話題となった黄蝶(イチモンジセセリ)大量発生を「黄蝶の沙汰」として、武左衛門が演じたのではないかと延広は推定している(延広 2011: 18-24)。こうした諸点もすべて推測の域を出ず、処罰の原因や根拠が示されているわけでもない。処罰を受けた本人がその意味を理解できたかどうか不明である。処罰の詳細について他言無用とする言い渡しが関係各方面にあったとも考えられる。「馬の物言う」事件に限らず、事実や処罰の詳細が明らかでないところから、一種の都市伝説といえるほど多様な憶測や伝承が生じ、物語化されている。こうした視点からこの頃の筆禍事件は、そこから派生した伝説、伝承の面から、むしろ民俗学的に検討、解説すべきものかも知れない。

17) 改名まえの筆名は、多賀朝湖など、複数、存在するようである。

18) 綱吉の母桂昌院の親戚に当たる大名が遊女を落籍(身請け)した際の仲立ちをするなどの活動が、桂昌院またはその周辺の人々にうとまれて処罰を受けたという説があるが、それ自体は一蝶処罰をめぐる無数の推測のうちの一つにすぎない(今田 1981: 88-91)。犬と馬の対話による綱吉批判と受けとめられる内容を含む絵巻物を、一蝶が製作したため処罰されたという説もある(宗政 1973)。

14) この間、天和2(1682)年の幕府による高札には「新作の槌(たしか)ならざる書物商売いたすべからざる事」の一文が含まれていた。貞享元(1684)年には、時事的報道の読売(よみうり)(いわゆる瓦版(かわらばん)),あるいは時事に取材した書物の板行を禁止する触書が出された。この貞享元年統制令は元禄11(1698)年、同16(1703)年、正徳3(1713)年とくり返し発令された。「新作の槌(たしか)ならざる書物」についても同様(今田 [1977] 2009: 86; 高柳・石井 [1934] 1958: 990-991 (2014, 2015番))。

15) 「馬の物言う」事件取調べおよび筑紫園右衛門斬罪に関しては町触が残っている(高柳・石井 [1934] 1958: 1284 (2839, 2840番))。

で釈放されて数年後、仲間と吉原に出かけたところ、検挙されて保釈中の身の上で不届きと見なされ、遠島に処された。この事例に関する諸説はいずれも根拠薄弱である。ただ喜多村信節（きたむらのぶよ）の随筆『筠亭雑録（いんていざつろく）』の「太田南畝の話に不受不施法華の故なりといへり。さもあるにや」（[1843] 1928: 123）という記述に、幕臣狂歌師、太田南畝（蜀山人）の内部情報が記録されているとして、江戸時代を通じて行われた日蓮宗不受不施派の弾圧にかかわる処罰であろうと、狩野博幸は推測する（狩野 2010: 45-70; 安村 2008: 65-66）。確かに一蝶の絵師としての活動が流罪先の三宅島でも本格的におこなわれ、美術市場でも島一蝶と呼ばれて珍重されたということや、一蝶が島で世話をしてくれた女性とのあいだに息子をもうけて、赦免の際に江戸に連れかえったことなどの諸状況が、不受不施派のネットワークによる広範な援助が与えられたにちがいないという推測に符合すると狩野は主張する¹⁹⁾。

19) 不施不受派に関する処罰と考えると、ほかの推測すべてが却下されてしまうが、事実未詳ゆえにこそ一蝶についての伝承、伝説の類は無尽蔵に生産されえただろう。たとえば宮武らを取りあげてきた書物『竜溪小説』に登場する仏師民部や、絵師和応といった人物と一蝶の関係を含めて、無数の憶測が成りたつ（延広 2011: 19-20; 宮武 [1911] 1985: 28-30）。『竜溪小説』は享保の代官とされる小宮山空之進昌世（号竜溪）の著作であり、山東京山が天保8（1837）年の年号を付した「一蝶流論考」で要約し『続燕石十種』に収録されている。京山は寛政3（1791）年に筆禍により手鎖の刑を受けた山東京傳の弟であり、一蝶の故事に仮託して、兄が処罰された寛政の出版統制について考察しているとも考えられる。京傳自身も文化元（1804）年の刊記がある『近世奇跡考』で一蝶略伝をまとめており、京山の記述でも参照されている（今田 1981: 98-106; 山東京傳 1926; 山東京山 [1908] 1980）。ちなみにこの『近世奇跡考』は、文化2（1805）年に絶版処置となっている（宮武 [1911] 1985: 106-107）。この件は、一蝶の弟子筋の一峰による一蝶伝記部分に対する抗議を受けての自己規制であるという。とすると『近世奇跡考』絶版の一件は、現在の封印作品における出版社側の自己規制と同様の措置といえよう（安藤 2007）。さらに一蝶が『百人男』または『百人女鷹』という本を出版して罪を得たという筆禍事件についての伝承もあるが、このタイトルの書物は発見されておらず、西川祐信の享保8（1723）年刊の『百人女郎品定』が絶版になった筆禍事件と、混同されたのでは

ここで改めて、綱吉の代まではこうした筆禍や出版統制に関する措置も、やはり確たる法的根拠を提示せずに恣意的におこなわたことを確認し、そのことの社会的効果について考察する。処罰の根拠たる罪状がこれほど曖昧では、鹿野武左衛門や一蝶本人すら自分の罪状について十分に自覚できたかどうかはあやぶまれる。この時点では処罰主体である幕府側の挙動に不確かさがある。すなわち、処罰を受ける側は、どういう行動が処罰の対象になるかよくわからないまま、あるとき突然罪人の汚名を来て、刺青、焼印などによるその烙印を、文字通りに押されてしまう場合もあったと思われる。たとえば、綱吉の逝去とともに、一蝶の罪は許されている。本人の立場から見ると、理由不明ながら綱吉の意向で一蝶は罪を得たものの、殿様が亡くなるとその罪は許された。したがって、この罪自体が綱吉という殿の「勘気を蒙る」といった事態である。臣下、臣民の出处進退について、自由に裁量を働かせうる絶対君主の意向が働いたものと考えれば、罪状が特定できないのも納得できる。処罰自体に法よりむしろ支配者の意思が反映していると考えられるべきかもしれない²⁰⁾。

綱吉治世における示威的な処罰の羅列とあわせ思いおこされるのは、元禄15（1702）年から16（1703）年にかけて、時代の悼尾を飾る赤穂浪士討ち入り事件に関する処罰の際、老中、

ないかと考えられる（宮武 [1911] 1985: 28-30; 今田 1981: 92-96）。

20) この一蝶の処罰は彼が著作した刊本に関するものではないので、出版規制とは考えられないという見方もあるかもしれない。しかし一蝶の死後、遺作を集めて刊行された『漫畫図考 群蝶畫英』[1769]は、日本で漫画という表記をタイトルにもちいた出版物の嚆矢であり、漫画という、言葉を開拓的に活用した書物の作者と彼が見なされていることは疑えない。作品内容においても、その肉筆画の独自の判じ物的な作画センスのみでも、一蝶は漫画家の開祖の一人と見なされる（清水 [1981] 2003: 197）。ビジュアル公共圏について考察する場合、漫画に関する考察はその大きな部分を占めることになり、その点からも一蝶について本論で取り上げる価値は十分あるだろう。

柳沢吉保に仕えた儒者、荻生徂来が執筆した意見書「徂徠儀律書」（荻生 1911）である。徂来の見解では、吉良上野介に切りつけて失敗した浅野公は、自分の苛立ちを暴力によって解決しようとしただけである。それを罪に問われて切腹した件も公儀の裁きをへて罰せられただけなので、吉良家に浅野公の家臣が恨みを抱くいわれはない。主君の受けた辱めという恨みを晴らしたと、大石蔵之助をはじめとする浅野家家臣への同情論が強いことは認めるしかないが、吉良への筋違いの恨みを晴らそうと討ち入りに及んだ浅野家の家臣に情状酌量すべきところはない。世上の同情論にも考慮して、本来、斬罪にて処刑すべきところを切腹として、武士の名誉を重んじる処刑の形式を取るべきだろうというのが、その趣旨である。事件当日の老中、大目付をはじめとする評議では、浅野家家臣を厳罰に処して処刑するというように意見が一致したのだが、評定所での議論は浅野家の家臣を無罪として、吉良家や養子縁組により吉良家と姻戚関係にある上杉家を、きびしく罰するべきだとする感情的な見解が強く表明された（「評定所一座存知寄書」早川 1911：148-149）。相反する裁定をまえに老中柳沢が対応に苦慮していたところ、徂来が適切な意見を出したので即座に採用されたと野口武彦は要約している。徂来は「儀律書」において以下のように述べている。

忠孝をなそうと心がけて行動を起こした人士をもしただの盗賊同然に処罰するためしを作りましたなら、不義不忠の心がけの者のお取り捌きはいかが相なりましようや。……わが国現在の判例として取り捌かれ、これを処断し、切腹に仰せ付けられましたなら、かの人士の宿意も相立ち、どれほど世上の示しになるこ

とでございましょうか。（野口 [1994] 2005：214；荻生 1911：150）²¹⁾

浅野家家臣への同情論は、主君の仇討ちと捉えられうる美化された「戦国の遺風」らしきものの現われをまえにして、他の犯罪を裁くうえでの判例となってしまう悪弊をもかえりみない感情論と考えられる。これに対して徂来の考えは、そうした同情論を引きおこすような特殊な性格を持った事件であるところは認め、本人たちの面目は立つようにしつつも、ほかに発生する多種多様な犯罪をまえにして、裁きの厳格さ、的確さへの要請を見うしなっていない。そうした点で、現在、憲法体制下に、三権分立を保ちながら遂行される裁判で、社会の安寧や法的規範の安定性を意識しつつ示される判断に近づきつつある。こうした徂来の考えがこの時点で特筆すべき優れた見解と認められたことは、言いかえれば、徂来以外の世人や為政者の念頭に、そうした適正な法や行政の執行という考慮が、それほど大きな比重を占めていなかったということの意味する。すなわち赤穂浪士の一件に関する徂来の建言から、この時点以降に法執行を

21) 徂来の議論を、以下にもう少し詳しく野口による現代語訳で引用する。世評を考慮して赤穂浪士の顔を立てながら、先例となって後続の事件を裁く際の基準となる処罰の公的性格も考慮した議論になっている。

「義」は自己を清廉にする道であり、「法」は天下の尺度である。武士は礼によって心を制し、義によって事に処する。いま四十六士が主君のために仇討ちをしたのは、武士として恥を知っていたからである。自己を清廉にする道であって、行為は「義」に叶うが、しかし、自己一党に限ることであるから、しょせんは「私」の論理にすぎない。なぜか。もともと内匠頭が殿中を憚らぬふるまいが原因で処罰されたのに、またぞろ上野介に報復したのは、公儀の許可なく騒動を企てたのであって、「法」の許さぬところである。いま四十六士の罪刑を決定し、武士の礼をもって過してこれを切腹に処するならば、上杉家の存念も立ち、また赤穂浪士の忠義も軽んじない道理になるから、公論といえるのではないか。もしここで一家一党の私論を公論に優先させたら、これ以後、天下の「法」は一切立ぬことになるであろう。荻生惣右衛門は、以上を提議する。（野口 [1994] 2005：225-26；荻生 1911：150）

通じた治安維持という発想が立ちあがっていく端緒が読みとれる²²⁾。逆に、それほど元禄期までの法や行政のあり方は恣意的であり、一貫性に欠けるものであったことに気づかされるだろう。

考察 — 社会学的犯罪観の歴史的な再編成に向けて

同時期に、元禄11(1698)年に『太閤記』が絶版処置となった²³⁾(宮武[1911]1985:39-40)。この件は、当初、徳川家の事跡について民間の出版物で言及することを禁じるものとして出発したプライバシー保護の規制が、ほかの大名、旗本などの名門家族に拡大していくことを意味している。特に豊臣秀吉やその周辺を描く『太閤記』が規制対象になり、幕府側の意図がはっきりと公表されなかったことから、当初は意図されていなかったと思われる意図が、出版関係者のあいだに読みこまれていった。すなわち、幕府は関ヶ原の戦いから大阪冬の陣、夏の陣を通じて豊臣家を滅亡させる一連の軍事作戦において、武士道にもとる卑怯な術策を用いた。幕府側にはそのことを隠蔽しようとする意図があるという推測である。そもそも隠蔽されるべき

そうした意見表明は、『太閤記』絶版の件に限らず、徳川家に関する文書を出版業者が私的に扱うことはできないとした時点で、出版物上に記載できなかったはずなので、改めてここでそうした配慮がなされたとは考えにくい。それでも太閤記を題材とする出版物全般に及ぶ規制の方向性から遡及して、上記のような推測が流布される余地が生まれる。

こうした発想から、明治以降に徳川時代の出版規制を眺めた宮武の『筆禍史』([1911]1985)以降の、言論弾圧観が生まれた。王政復古後に改めて絶対王政化した明治政府のもとの出版弾圧が過去に投影され、諸事実が見なおされていく文脈で、宮武の著作に見るように江戸時代にもことさらにまがまがしい意図をもって、自由な文筆が幕府により圧殺されていったかに考えられがちである。しかし実情としては、もう少し行き当たりばったりな多様な規制の集積において、上記のような解釈が可能になるような材料が徐々に揃っていったと考えるべきだろう。

冒頭に述べたように、江戸幕府の出版に関する取締りは、明治新政府によってそのまま引き継がれるだけでなく強化拡充され、昭和初期の軍部独裁ファシズム体制のなかで、公的な検閲となって猛威を振るい、日本を占領支配したアメリカ軍によっても、立場を変えた検閲事業が引きつがれた。そして憲法によって出版や意見表明の自由が確保されるようになったとはいえ、それも大日本帝国が敗戦したことで強いられた変革によるのであって、国民自らが市民革命を成功させた結果ではない。

最高法規であるはずの日本国憲法の、大きな特徴になっている非軍備や非戦に関する条項についての部分的改正、「特定秘密」と呼ばれる非公開の行政的機密事項を定めることが可能にされつつある昨今の情勢において、

22) 徂徠は、吉宗が即位し柳沢吉保が失脚したあと、享保11(1726)年から12(1727)年ごろに成立したと考証されている『政談』(荻生[1812]1987)を吉宗に献じ、警察行政をはじめ、財政、民政など幅広い内容の政策提言をおこなっている。「国の統治は基盤に目を刻むようなもので、目を刻んでいない盤ではどんな名手でも碁は打てないものだ」(荻生[1812]1987:9.引用者による現代語訳)と語りはじめる徂徠の書物は、儒教の思想から発する制度の学を開陳したものであるが、こうした藩儒といわれる人々の思想的政治的営みは、神聖ローマ帝国という神話的な枠組みにおいてゆるやかに結合した分封国家ドイツでの、重農主義、重商主義へとつながる経済学の先駆として、多様な行政上のノウハウを蓄積していった官房学の歩みに対応する思想運動といえるだろう(Small[1909]1964)。

23) ただし挿絵入りで寛政から享和年間に刊行された『繪本太閤記』や、錦絵で紹介された同書の内容が問題になった時点で、文化年間に関連書も含めて再び絶版になる(山本1994;上保1979)。

大日本帝国の武力行使の結果、あえなく敗戦したことの効果として生じた出版の自由は、また規制という恣意的権力行使によって縮小されてしまうのかもしれない。この際、歴史文化状況に応じて不規則に厳格化したり弛緩させられたりする規制行政の可変性、相対性の視点を、出版事業が勃興しはじめた江戸初期の状況の検討によって、再び今日のわたしたちの視野のなかにも蘇らせる必要があるだろう²⁴⁾。

さらに本論で見た享保期以前の出版規制の特徴から、社会学的犯罪間を再検討する素材として上記の二件の出版規制事件を見直し、現在における通常の犯罪や非行行為の捉え方と比較、対照させることができるだろう。法執行という社会的作用に対する反作用として、犯罪や非行をおこなった人が、独特のパーソナリティや、アイデンティティを形成することがあるというレイベリング理論の視点がある（Lemert 1951, 1972；大村・宝月 1979；南 2011）。社会学は一般に市民社会、公共圏の学とされ、ヨーロッパにおいても19世紀半ばに、オーギュスト・コントによってはじめて出版物でその名称が使われるようになった経緯を考えても、「憲法に守られ市民社会をもたらず公共圏」の成立以前の社会には適用できない（Burawoy 2005；鎌

田 2014）。そもそも法規範が不定形で、行き当たりばったりに制定されるお触れが過去の行為に遡って適用されるような体制では、昨日まで適法の範囲をはかっておこなっていた行動が、ある日、突然、違法と考えられ、出版物のような証拠にもとづいて裁かれた挙句、罪を受け、財産没収、江戸追放、流刑地への追放などの罪を受けることになる。とすればそこに、犯罪と定義された事実や行為という社会的作用に対する法執行という社会的反作用は、定期的に現れてくるとしても、それに応じた逸脱者としてのアイデンティティが生じるかどうかはわからない。

すなわち、実質的に予測できない行政行為により自身の行為が、たまたま法に触れる犯罪と見なされることになった人は、これからの行動には気をつけようとは思うかもしれないが、逸脱者として類型化されるような社会意識を持つにはいたらないかもしれない。論言汗の如しと称されるように決断主義的な法制定や行政行為を通じて王権が行使され、日常生活が規制される場合には、レイベリング理論で検討対象とされる警察行政の運用体制も、時の権力者の方針に左右される不定形なものとなり、極端な厳格化や、担当者の裁量 次第のお目こぼしの常態化という両極のあいだで揺れうごいていたであろう²⁵⁾。だからそうした行政への対処も、臨機応変に、逮捕されるまえに奉行所の支配のおよばない土地に逃げてしまえば、それですむといった形態になるかもしれない。本論で取りあげた絵師や作家、出版業者などは活動を続けるうえで、逃げも隠れもできないのか、取締りの対象になりつつ逃げおおせた人の逸話は管見

24) 「憲法に守られ市民社会をもたらず公共圏」という場合は、現在、ゆるぎなく成立しているように見える。ただし、その前提として人権規定を最高法規として定められた憲法に織りこみ、改憲にきびしい条件をつけるという最高法規性により守護する法律体系自体は、憲法発案者として三権分立を明文化しようとするシエスと独裁制の基礎としてそれを有名無実化しようとするナポレオン一世の交渉の結果、成立した。すなわち、憲法体制の基盤も実は日々の政治的交渉のなかで揺らぎ続ける脆弱なものともなりうる（鎌田 2014, 2015）。為政者の横暴から国民を保護する仕組みとして生まれた憲法は、それを無視する為政者を国民の敵とする視点を生み、国民の支持を大きく失うことなしには無効化できないと思われるが、実際にワイマール憲法がナチス支配下に効力を停止された政治的措置や、大日本国憲法の人権規定が国体を守るためと称して無効化されていたファシズム時代を知るわたしたちは、そうした政治的措置が世界中のあらゆる時点で、再び可能になりうることを忘れるわけにはいかない。

25) ただしハワード・ベッカーの、「犯罪の定義や発生件数は取締りにあたる行政機関の活動の関数である」というレイベリング理論の根本的洞察は、この時期の著者や版元の統制事例にも該当する（Becker [1963] 1973 = [1978] 1993, 1986）。

の限りで見たことはない。それともむしろ逃亡を防ぐため、隠密の捜査を進め、本人に気取られないよう術策をめぐらせ、不意をついて召しとるといった側面に注目すべきだろうか。そもそもそうした変転する法体制のもとで有罪とされた人を、傍観する世間の人たちの目から見る場合も、殺人、窃盗などのような明白な犯罪と同列に考えることは難しい。また筆禍によって罪を得た作家や書店が逆に英雄視されたり、読書人のあいだで今日に至る人気がつづいていたりすることもまれではない²⁶⁾。

したがって本論で見たような出版規制に関して生じた犯罪は、レイベリング理論など社会学の通常の理論で扱う犯罪とは別だてで考える必要があるだろう。それは、事例として窃盗、詐欺、殺人などの通常の犯罪よりも希少なものであり、政治的な思想犯と同じく、たまたまある行政状況では有罪と見なされても時代が変わればその評価は逆転し、悪法を根拠とした弾圧をかえりみず、果敢に英雄的な意見表明をおこなった結果と見なされることもありうる。

参考文献

- 安藤 健二, 2007, 『封印作品の闇——キャンディ・キャンディからオバQまで』大和書房。
- Arendt, Hannah, [1958] 1998, *The Human Condition*, Chicago: University of Chicago Press. (=志水速雄訳, [1973] 1994, 『人間の条件』筑摩書房。)
- 朝倉 治彦・柏原修一編, 1999, 『仮名草紙集成第二十五巻』東京堂出版。
- Becker, Howard S., [1963] 1973, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, 2nd ed. New York: Free Press. (= [1978] 1993. 村上直之訳, 『アウトサイダーズ——レイベリング理論とはなにか 新装

版』新泉社。

- 1986, *Doing Things Together: Selected Papers*, Evanston: Northwestern University Press.
- Burawoy, Michael, 2005, “For Public Sociology,” *American Sociological Review*, 70:4-28.
- Habermas, Jürgen, 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt/Main: Suhrkamp. (=1985-1987, 河上倫逸・M. フーブリヒト・平井俊彦(上)・藤澤賢一郎・岩倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎(中)・丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・馬場孚瑳江・脇圭平(下)訳, 『コミュニケーション的行為の理論』上, 中, 下, 未来社。)
- [1962] 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Neuwied (Luchterhand), Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= [1973] 1994, 細谷貞雄・山田正行訳, 『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』第2版, 未来社。)
- (三島憲一編訳), 2000, 『近代——未刊のプロジェクト』岩波書店。
- 早川純三編, 1911, 『赤穂義人纂書 補遺』國書刊行会。
- 茨木正治, 2007, 『メディアのなかのマンガ——新聞—コママンガの世界』臨川書房。
- 今田洋三, 1981, 『江戸の禁書』吉川弘文館。
- [1977] 2009, 『江戸の本屋さん——近世文化史の側面』平凡社。
- Innis, Harold A., [1951] 2008, *The Bias of Communication*, 2nd ed., Toronto: University of Toronto Press. (=1987, 久保秀幹訳, 『メディアの文明史——コミュニケーションの傾向性とその循環』新曜社。)
- 鎌田大資, 2014, 「市民社会をもたらす公共圏と社会的世界としての公共圏——社会学研究の礎石としてのハバースマスとシンボリック・インタラクショニズムの融合」『現代社会学部紀要』8(1): 19-45. (中京大学)
- 2015, 「市民社会、人権、公共圏の学としての社会学——英仏市民革命期における二つの思想潮流」『椋山女学園大学研究論集』(社会科学篇) 42: 1-12. (椋山女学園大学)
- 狩野博幸, 2010, 『江戸絵画の不都合な真実』筑摩書房。

26) 幸徳秋水、菅野スガ、大杉栄、伊藤野枝など、明治末期から大正期にかけて弾圧の対象となって死亡した社会主義者たちのことを、ここでは想定している。彼らの著作は現在も再版されつづけ、国家や軍による彼らへの弾圧を明らかにする著作も出版されつづけている。

- Kant, Immanuel, 1784, "Beantwortung der Frage: Was Ist Aufklärung," (http://de.wikipedia.org/wiki/Beantwortung_der_Frage:_Was_ist_Aufkl%C3%A4rung%3F, 2015年2月18日閲覧.) (=2006, 中山玄訳, 「啓蒙とは何か」, 『永遠平和のために／啓蒙とは何か』光文社, 9-29.)
- 笠松宏至, 1993, 『法と言葉の中世史』平凡社.
- 鹿島茂・関口涼子・堀茂樹編, 2015, 『シャルリ・エブド事件を考える——ふらんす特別編集』白水社.
- 雁屋哲（原作）・花咲アキラ（作画）, 2014, 『美味しんぼ111——「福島の実実」編（下）』小学館.
- 喜多村信節, [1843] 1928, 『筠亭雑録』『日本随筆体系 第二期第四巻』日本随筆体系刊行会, 79-156.
- Koschmann, J. Victor, 1987, *The Mito Ideology: Discourse, Reform, and Insurrection in Late Tokugawa Japan, 1790-1864*, University of California Press. (=1998, 田尻祐一郎・梅森直之訳, 『水戸イデオロギー——徳川後期の言説・改革・叛乱』ぺりかん社.)
- Lemert, Edwin M., 1951, *Social Pathology: A Systematic Approach to the Theory of Sociopathic Behavior*. New York: McGraw-Hill.
- 1972, *Human Deviance, Social Problems, and Social Control*, 2nd ed., Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall.
- 南保補, 2011, 「「レイベリング論」から「相互作用論」へ（1）—レイベリング論の自己増幅過程」『コミュニケーション紀要』（成城大学）22：23-80.
- 宮武外骨, [1911] 1985, 「筆禍史」, 谷沢永一・吉野孝雄編, 『宮武外骨著作集4』, 河出書房新社, 5-230.
- 「文字のチカラ展」実行委員会, 2014, 『文字のチカラ—古代東海の文字世界』（名古屋市博物館特別展図録）「文字のチカラ展」実行委員会.
- 宗政五十緒 1973, 「英一蝶流譚考」『あけぼの』（あけぼの社）6（5）：9-10.
- 中野三敏, 2011, 『和本のすすめ—江戸を読み解くために』岩波書店.
- 中沢啓治, 1993, 『[コミック版] はだしのゲン』全10巻, 汐文社.
- 奈倉哲三編, 2007, 『絵解き 幕末諷刺画と天皇』柏書房.
- 延広真治, 2011, 『江戸落語』講談社.
- 野口武彦, 1979, 『江戸の歴史家——歴史という名の毒』筑摩書房.
- [1994] 2005, 『忠臣蔵——赤穂事件・史実の肉声』筑摩書房.
- 荻生徂来, 1911, 「徂徠儀律書」早川 1911：150.
- （辻達也校注）, [1812] 1987, 『政談』岩波書店.
- 大村英昭・宝月誠, 1979, 『逸脱の社会学—烙印の構図とアノミー』新曜社
- 大山誠一, 1999, 『聖徳太子の誕生』吉川弘文館.
- 「親町要用亀鑑録・上下京町々古書明細記」 [1854] 1977, 『日本都市生活資料集成 一 三都篇 I』学習研究社.
- 山東京傳, 1926, 「近世奇跡考」『日本随筆大成』第二期第三巻, 671-796.
- 山東京山, [1908] 1980, 「一蝶流譚考」, 『続燕石十種』中央公論社, 341-359.
- Small, Albion Woodbury, [1909] 1969, *The Cameralists: The Pioneers of German Social Polity*, New York: B. Franklin.
- 関山和夫, [1986] 1992, 『落語名人伝』白水社.
- 清水勲, 1980, 『明治漫画遊覧船』文藝春秋.
- [1981] 2003, 『江戸のまんが——太平の世のエスプリ』講談社.
- 2007, 『年表日本漫画史』臨川書店.
- 鈴木広光, 2015, 『日本語活字印刷史』名古屋大学出版会.
- 須山計一, 1956, 『漫画の歴史』美術出版社.
- 庄司浅水, 1982, 『底本庄司浅水著作集 書誌篇 第十巻 日本の書物』出版ニュース社.
- 高柳眞三・石井良助編, [1934] 1958, 『御触書寛保集成』岩波書店.
- 塚本学, [1983] 2013, 『生類をめぐる政治——元禄のフォークロア』講談社.
- 上保国良, 1979, 「文化元年の出版統制をめぐって——「太閤物」の場合」『研究年報（人文・社会科学編）』（日本大学文理学部）27：75-83.
- 1983, 「寛政の改革と山東京伝」『史叢』（日本大学史学会）31：26-41.
- 山本卓, 1994, 「大阪本屋仲間と読本の開版——『絵本太閤記』をめぐって」『籍苑（関西大学図書館報）』39：4-5.
- 安村敏信, 2008, 『江戸の絵師「暮らしと稼ぎ」』小学館.
- 吉田純, 2000, 『インターネット空間の社会学——情報ネットワーク社会と公共圏』世界思想社.

発禁文献関係年表資料集¹⁾

↑	1596		・慶長元年～19年(1596～1614)
↑	1603	* 初代	徳川家康 慶長8年(1603)2月12日 - 慶長10年(1605)4月16日
↑	1605		
↓	1614	* 2代	徳川秀忠 慶長10年(1605)4月16日 - 元和9年(1623)7月27日
↑	1615		
↓	元和		・元和元年～9年(1615～1623)
↓	1623		
↑	1624	* 3代	徳川家光 元和9年(1623)7月27日 - 慶安4年(1651)4月20日
↑	寛永		・寛永元年～20年(1624～1643) 寛永14年～15年(1637～1638) 天草島原の乱
↓	1643		
↑	1644		・正保元年～4年(1644～1647)
↑	正保		
↑	1647		
↑	1648		・慶安元年～4年(1648～1651)
↑	慶安		慶安2年(1649)『古状揃』 慶安4年(1651) 慶安の変 (由井正雪の乱)
↓	1651		
↑	1652	* 4代	徳川家綱 慶安4年(1651)8月18日 - 延宝8年(1680)5月8日
↓	承応		・承応元年～3年(1652～1654)
↓	1654		・明暦元年～3年(1655～1657)
↑	1655		明暦3年(1657)7月, 京都に日本初の出版規制の町触が出る
↑	明暦		
↓	1657		・万治元年～3年(1658～1660)
↑	1658		
↓	万治1660		・寛文元年～12年(1661～1672) 寛文年間(年月不明) 江戸北町奉行渡辺大隅守よりの出版規制
↑	1661		寛文5年(1665)『切支丹退治物語』
↑	寛文		寛文6年(1666) 山鹿素行『聖教要録』
↓	1672		寛文12年(1672) 宇都宮由的『日本人物史』
↑	1673		寛文(延宝元)13年(1673)5月に, 町奉行より, 板木屋だけでなく江戸の町中に触書
↓	延宝		・延宝元年～8年(1673～1680)
↑	1680		
↑	1681	* 5代	徳川綱吉 延宝8年(1680)8月23日 - 宝永6年(1709)1月10日
↓	天和		・天和元年～3年(1681～1683)
↓	1683		天和2年(1682) 幕府による高札「新作の儲(たしか)ならざる書物商売いたすべからざる事」
↓	1684		・貞享元年～4年(1684～1687)
↓	貞享		貞享元年(1684) 時事的報道の読売(瓦版), 時事に取材した書物の板行を禁止する触書
↓	1687		・元禄元年～16年(1688～1703)
↑	1688		
↑	元禄		元禄6年(1693) 鳥居清信「古今四場居百人一首」 元禄7年(1694) 鹿野武左衛門「鹿の巻筆」 元禄11年(1698)「太閤記」, 時事的報道などの禁止触書(繰り返し) 元禄15年(1703) 赤穂浪士吉良亭討入事件
↓	1703		・宝永元年～7年(1704～1710)
↑	宝永		宝永元年(1704)「島原合戦記」
↓	1709		
↓	1710	* 6代	徳川家宣 宝永6年(1709)5月1日 - 正徳2年(1712)10月14日
↑	1711		
↑	1712		・正徳元年～5年(1711～1715)
↑	1713		
↓	正徳	* 7代	徳川家継 正徳3年(1713)4月2日 - 享保元年(1716)4月30日
↓	1715		正徳3年(1713) 時事的報道などの禁止触書(繰り返し)
↑	1716		・享保元年～20年(1716～1735)
↑	享保	* 8代	徳川吉宗 享保元年(1716)8月13日 - 延享2年(1745)9月25日

1) 宮武 [1911] 1985のリストに従い, 本文中では触れていない筆禍事件も部分的に補っている。